

会議の流れ

議案 市長が、条例や予算等の議案を提出します。議員も、議員定数の12分の1以上の賛成を得て、予算等を除き提出することができます。

請願・陳情 どなたでも市政に関する意見や要望を、請願や陳情として提出することができます。ただし、請願には議員の紹介が必要です。

定例会開会

本会議

議案の上程 議長が、議案を本会議の議題とします。

提案理由説明 提案者(市長等)が、議案の内容と提案理由を説明します。

質問・答弁 議員が、議案や市政全般について質問し、執行部が、それに対し答弁を行います。

委員会付託 議案や請願・陳情を、より詳しく専門的に審査するため、関係の常任委員会に付託します。

常任委員会

説明 付託された議案や請願・陳情について、執行部から説明を受けます。

審査・調査 委員が質疑等を行い、賛否の意見を述べます。

採決 賛成、反対の結論を出します。なお、引き続き審査または調査が必要と判断した場合は、継続審査または継続調査の手続きをします。

本会議

委員長報告 常任委員会での審査経過及び結果報告を行います。

質疑・討論 委員会の審査結果に疑問があれば質疑を行い、議案等について賛否の意見を述べます。

採決 議案等について賛成か反対の表決を行い、市議会の意思を決定します。

定例会閉会

執行

市議会の審議を経て、教育や福祉の充実、公共施設の整備などいろいろな施策が実現されます。また、市だけで解決できない問題は、意見書や要望書として、国や県の関係機関に提出する場合もあります。

皆さんから提出された請願・陳情については、提出者へ採択または不採択等の結果を通知するとともに、採択されたものは執行機関へ送付し、その実現を求めます。また、その処理の経過や結果は議会へ報告されます。

みなさんと
市議会

会議の流れ

市議会は、市民から直接選ばれた議員により構成され、市の施策を市民の立場から審議し、市としての意思を決定したり、市政が適正に行われているかどうかを監視する機関です。

会議には、定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があり、岡山市議会では「定例会」が年4回(2月、6月、9月、11月)開かれています。

ここでは、「定例会」の審議の流れを紹介しています。

会議の内容について随時ホームページに掲載しています。

【掲載内容】

- ①会期の日程
- ②提出議案
- ③発言通告
- ④委員会開催案内
- ⑤議案・請願・陳情の議決結果
- ⑥可決した意見書・決議

ぜひ、ご覧ください。
(市議会ホームページ
アドレスは8頁に掲載)



贈らない! 求めない! 受け取らない!

政治家は公職選挙法により、選挙区内での寄附行為等が禁止されており、お中元・お歳暮等を贈ることができません。ご理解とご協力をお願いします。

在職議員表彰

全国市議会議長会から、次の方々が表彰を受けました。

□全国市議会議長会
議員在職十五年以上表彰

則武 伸一郎 氏
羽場 頼三郎 氏

- 21日 議会運営委員会
- 21日 総務・保健福祉・環境
消防水道・経済・建設
・文教委員会
- 22日 総務・保健福祉・建設
委員会
- 23日 議会運営委員会
- 26日 本会議(採決)
- 環境消防水道委員会
都市活性化調査特別委員会
- 議会運営委員会
- 6月定例会閉会(7月)
- 3日 議会運営委員会
環境消防水道委員会
行政視察(5日)
- 4日 保健福祉・経済・建設
委員会行政視察(6日)
- 5日 文教委員会行政視察
(7日)
- 10日 議会運営委員会行政視察
(12日)